

プレスリリース  
シティグループ・インク  
2009年6月10日

## シティ、公募株式転換手続を開始 米国政府との最終契約を締結

ニューヨークー シティは、米国政府との間で最終契約を締結し、今般、公募優先転換証券、公募優先非転換証券、公募信託優先転換証券及び公募信託優先非転換証券に対する公募転換提案を開始いたします。米国政府は、上記契約に基づき、米国政府が有する清算価値総額で最大 250 億ドルの優先証券を暫定証券及びワラントに転換し、残りの優先証券を信託優先証券に転換します。公募転換提案は現時点で 2009 年 7 月 24 日を期限とすることが予定されていますが、当該期限はシティによってさらに延長される可能性もあります。

公募優先転換証券、公募優先非転換証券、公募信託優先転換証券及び公募信託優先非転換証券の保有者の全てが本転換提案に参加した場合、シティは、清算価値総額 580 億ドルの優先株式及び信託優先証券を普通株式に転換することとなります。本転換提案は、以前発表した優先証券の私募保有者に対する転換提案及びこれらに合わせた政府の転換提案の完了並びに一連の取引に対する関係規制当局による承認を含む、いくつかの条件に従います。

シティの最高経営責任者であるビクラム・パンディット氏は以下のように述べました。「本転換提案の完了により、シティは世界でもっとも資本が充実した銀行のうちの 1 つとなります。当社の従業員は、当社のバランスシート及び経費を管理することによってシティを健全にするべく、懸命に働いてきました。彼らの勤勉な努力が、当社において、厳しい市場環境に耐え、安定的な収益性を再び生み出すことにつながりました。当社は適切な戦略、適切な体制、そして適切な人員を有しています。当社が進歩し続け、景気が改善するにつれ当社の事業基盤の強さが明らかになることを、私は確信しております。」

シティの取締役会会長であるリチャード・パーソンズ氏は、「過去 1 年にわたって重要な取引が達成されました。」と述べました。「最高経営責任者であるビクラム・パンディット氏に率いられたシティの経営陣は、シティコープ/シティ・ホールディングスの計画を発表することにより、会社の戦略を明確にし、かつ、会社の規模を縮小し、経費を大幅に削減するために困難な決定を行ってまいりました。本転換提案が完了すれば、我々はシティの財務的安定性についても取り組んできたこととなります。我々は当社の経営及び我々組織の将来に自信を持っております。」

シティの最高財務責任者のネッド・ケリー氏は、「本転換提案の完了後、当社の有形普通株式株主資本 (Tangible Common Equity) は 2009 年 3 月 31 日時点から最大約 610 億ドル増加する可能性があり、Tier 1 普通資本 (Tier 1 Common) は 2009 年 3 月 31 日時点から最大約 640 億ドル増加する可能性があります。」と述べました。「これらの新たな指標によって、当社は、世界中でもっとも資本が充実した銀行として公平に位置づけられることとなります。」

(有形普通株式株主資本(Tangible Common Equity)及び Tier 1 普通資本 (Tier 1 Common) は、非 GAAP 財務指標です。有形普通株式株主資本(Tangible Common Equity) の株主持分合計への調整及び Tier 1 普通資本 (Tier 1 Common) の普通株主持分への調整は、下記に含まれています。)

シティは、公募転換提案に関連して、2 通の最終的な議決権代理行使参考書類を証券取引委員会 (SEC) に対し提出し、2009 年 6 月 3 日に提出された仮議決権代理行使参考書類を更新する予定です。最終的な議決権代理行使参考書類のうち 1 通は、シティの定款及び一定の指定証書を変更し、転換及び非転換の公募優先証券の保有者の権利を変更すること等を提案するものです。これらの事項につき投票権を有する転換

及び非転換の公募優先証券の保有者の基準日は、現在 2009 年 6 月 16 日を予定しており、シティはプレスリリースによって確定した基準日をお知らせします。

もう一通の最終的な議決権代理行使参考書類は、シティの普通株式の授権株式数を増加させ、また、取締役会に対して普通株式の株式併合を行う選択権限を与える等のためにシティの定款の変更を提案するものです。これらの事項につき投票権を有する普通株式の保有者の基準日は公募転換提案の決済日となる予定であり、当該決済日は公募転換提案の期限終了の直後となる予定です。

シティは、本日、シティの取締役会が、当社による一定の税金資産の活用可能性を保護する税務便益保全プラン(tax benefits preservation plan)を全会一致で導入したことを発表しました。米国連邦所得税法によると、シティによる一定の税金資産の活用は、当社に「所有権の変更」が生じた場合に著しく制限されることとなります。所有権の変更は、原則として、「5 パーセント株主」(米国連邦所得税法に定義されます。)によって、3 年間にわたり累積 50 パーセントを超える持分の変更がシティについて行われた場合に、生じることとなります。税務便益保全プランは、個人やグループが 5 パーセント株主となることを抑制し、かつ、既存の 5 パーセント株主が追加的に最小限の数以上のシティの株式を取得することを抑制することにより、シティにそのような所有の変更が生じる可能性を減少させることを目的とします。税務便益保全プランの詳細は、本日 SEC に提出され、SEC のウェブサイト ([www.sec.gov](http://www.sec.gov).) における EDGAR のデータベースを通じてアクセスすることが可能です。

2009 年 6 月 9 日、シティの取締役会は、税務便益保全プランの一部として、発行済みの普通株式及び暫定証券(これらの証券は米国政府及びシティの優先株式の私募保有者に対して行われる転換提案に関連して発行されるものです。)のそれぞれについて、優先株式購入権(以下「本権利」といいます。)1 個による配当を宣言しました。当該配当は、2009 年 6 月 22 日の営業時間終了時現在の株主名簿上の株主に対して付与されます。また、本権利は、同日以降に発行された普通株式及び暫定証券についても付与されます。

本権利は、誰かが「買収者」(当該プランにおいて定義されます。)となった場合に発動されます。本権利は、発動された場合、それぞれの保有者(本権利を行使可能とさせる原因となった者又はグループを除きます。)に対し、優先株式(保有する普通株式相当分)を、普通株式のその時点の市場価格の 50 パーセント割引で購入する権利を付与し、他方、買収を行おうとする者又はグループによって所有される本権利は無効となります。または、当該権利が発動された場合、シティの取締役会は、行使された本権利の全部又は一部(買収をしようとする者によって保有されるものを除きます。)を普通株式に転換することを決定することができます。

税務便益保全プランは、一般的に 10 年間存続する伝統的なライツプランとは異なり、36 ヶ月間のみ効力を有します。また、本プランは、米国政府によるシティの普通株式の取得に対しては適用されません。

## 転換提案のスケジュール

注：スケジュールは予定であり、変更の可能性があります。

スケジュール	事項
2009年6月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>優先株議決権代理行使参考書類及び転換提案の基準日</li> </ul>
2009年6月17日～18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>優先株議決権代理行使参考書類及び普通株議決権代理行使参考書類の最終版の提出</li> </ul>
2009年7月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>現時点で予定される転換提案の期限</li> </ul>
期限後決済日前	<ul style="list-style-type: none"> <li>優先株議決権代理行使参考書類において詳述される変更の実施</li> </ul>
2009年7月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>現時点で想定される転換提案の決済日</li> <li>発行される普通株式の議決権受託者への交付</li> <li>普通株議決権代理行使参考書類の基準日</li> <li>普通株議決権代理行使参考書類の普通株主への送付</li> </ul>
2009年7月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>現時点で想定される、議決権受託者による転換提案参加者に対する普通株式の交付日</li> </ul>
普通株主に対して普通株議決権代理行使参考書類が送付されてから少なくとも20営業日後	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な数が得られた場合の普通株議決権代理行使参考書類に係る議決権代理行使書面による同意の実施</li> </ul>
授權株式数増加についてのデラウェア州州務長官による承認及びこれの提出後	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国政府及び私募株主の有する暫定証券の普通株式への転換</li> </ul>

###

シティは、世界 140 カ国以上に約 2 億の顧客口座を有する世界有数のグローバルな金融機関です。シティグループ及びシティ・ホールディングスの 2 つの事業部門を通じて、個人、法人、政府及び団体を対象として、個人向け銀行業務やカードビジネス、法人・投資銀行業務、証券業務、資産管理の分野において、幅広い金融商品やサービスを提供しています。詳しくは、 [www.citigroup.com](http://www.citigroup.com) 又は、 [www.citi.com](http://www.citi.com) をご覧ください。

基本定款及の変更の提案のための委任状の勧誘に関連して、シティは、証券取引委員会（SEC）に仮議決権代理行使参考書類を提出しました。最終的な議決権代理行使参考書類及び付属の委任状用紙又は議決権代理行使指図書がシティの株主の皆様へ郵送されます。議決権代理行使参考書類及びその他の関連する資料には重要な情報が記載されていますので、シティの投資家及び証券の保有者の皆様は、入手されましたら、それらをお読みくださいますようお願いいたします。

前述の通り、本転換提案の終了後、2009 年 3 月 31 日時点のプロフォーマ・ベースでシティの有形普通株式株主資本（TCE）は最大約 610 億ドル増加する可能性があり、Tier1 普通資本（Tier I Common）は最大 640 億ドル増加する可能性があります。TCE とは、シティによる定義によれば、普通株式株主資本（common equity）から、関連繰延税債務控除後ののれん及び無形資産（抵当貸付サービシング権を除きます。）を控除したものをいいます。他の会社ではシティとは異なる方法により TCE を算出する可能性があります。シティの 2009 年 3 月 31 日付の TCE は 309 億ドルでした。シティの株主持分合計から TCE への調整については、下記の表に含まれています。

(単位：百万ドル)

2009年3月31日

<b>当社株主持分合計</b>	<b>\$ 143,934</b>
優先株式	(74,246)
<b>普通株主持分</b>	<b>\$ 69,688</b>
のれん	(26,410)
無形資産 (MSR を除く)	(13,612)
関連正味繰延税金負債	1,254
<b>有形普通株式株主資本 (TCE)</b>	<b>\$ 30,920</b>

Tier 1 普通資本は、Tier 1 資本から適格永久優先株式、子会社の適格少数株主持分、および適格信託優先証券を含む普通資本でない項目を控除したものです。2009年3月31日現在、シティの普通株主持分から Tier 1 普通資本への調整は以下の表に示すとおりです。

(単位：百万ドル)

2009年3月31日

<b>Tier 1 普通資本</b>	
シティグループ普通株主持分	\$ 69,688
控除：売却可能有価証券の正味未実現損益 (税引後) <sup>(1)</sup>	(10,040)
控除：キャッシュ・フロー・ヘッジに係る累積純損失 (税引後)	(3,706)
控除：年金債務調整額 (税引後) <sup>(2)</sup>	(2,549)
控除：信用度に起因する金融負債の公正価値に含まれる累積的影響額 (税引後) <sup>(3)</sup>	3,487
控除：資本に参入できない繰延税金資産 <sup>(4)</sup>	22,920
控除：無形資産	
のれん	26,410
資本に算入できない無形資産	10,205
その他	(870)
<b>Tier 1 普通資本合計</b>	<b>\$ 22,091</b>
適格永久優先株式	\$ 74,246
信託子会社の適格強制償還可能証券	24,532
少数株主持分	1,056
<b>Tier 1 資本合計</b>	<b>\$ 121,925</b>

(1) Tier 1 資本は、当局のリスクベースの自己資本に関するガイドラインに基づき、売却可能な負債証券に係る正味未実現損益および容易に決定可能な公正価値を有する売却可能な持分証券に係る正味実現利益を除外しています。Tier 1 資本の算定において、金融機関は、容易に決定可能な公正価値を有する売却可能な持分証券に係る正味未実現損失 (税引後) を控除するよう求められています。

(2) FRB は、SFAS 第 158 号の適用による影響につき暫定的な自己資本比率の軽減を認めました。

(3) 当局のリスクベースの自己資本ガイドラインに基づき、公正価値オプションが選択された債務の測定にシティの自己の信用格付けを考慮することの影響は、Tier 1 資本から除外されています。

(4) 2009年3月31日現在のシティの繰延税金資産約 430 億ドルのうち、約 150 億ドルは、リスクベースの自己資本ガイドラインに基づき制限なく自己資本に算入することができますが、約 230 億ドルは、同ガイドラインが定める制限を上回るため、「資産に算入できない繰延税金資産」として Tier 1 資本の算定において控除されます。2009年3月31日現在のシティの繰延税金資産のうちその他の約 50 億ドルは、主に同ガイドラインに基づく制限に服する繰延税金資産を算定する前に控除することが許されている売却可能な負債証券の未実現損益の繰延税効果を表しています。

本発表に関する日本国内の連絡先：  
シティグループ・インク代理人  
長島・大野・常松法律事務所  
弁護士 杉本文秀  
電話：03-3511-6133（直通）